

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第10条の6の規定に基づき、公立鳥取環境大学 AI・数理・データサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学における AI・数理・データサイエンスの教育及び研究を行い、時代が求める人材の育成、社会への貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) AI・数理・データサイエンスの教育に関すること
- (2) AI・数理・データサイエンスの研究に関すること
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
 - 3 センター教員及びその他必要な職員は、本学教職員の中から、理事長が任命する。
 - 4 センター教員及びその他必要な職員は、上司の命を受けてセンターに関する業務を行う。
 - 5 センター教員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。
 - 6 センターの事務は、センター及び学務課が行う。

(会議)

第5条 センター長は、必要に応じて前条第1項及び同条第2項に規定する者を招集し、センターの業務について審議決定する。

(報告)

第6条 センター長は、必要に応じて第3条に規定する業務の状況を学長及び教務委員会へ報告する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。